

債務負担行為について

高花平小学校改築工事設計業務委託は、令和2年度・令和3年度の債務負担行為であり、下記の点に注意すること。

記

1. 前払金【契約金額×30%（万円未満切り捨て）】は、令和2年度に全額支払うこと。

2. 令和3年度の支払いは、83,085,600円を限度とする。

なお、上記の金額は予定価格に基づいたものであり、入札後に契約金額に応じた金額に変更を行います。

以上